

## 戸隠神社春季祭礼・天満宮祭礼に関する交通規制について

### ■戸隠神社春季祭礼 時 5月14日(土)・15日(日)

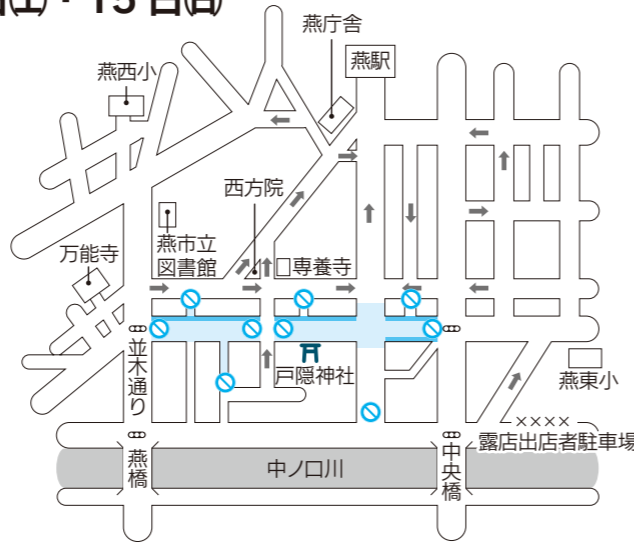
■臨時交通規制 燕地区商店街通りを歩行者専用にするため、車両通行止めを行います。

- ◎ 14日(土) 正午～午後10時
- ◎ 15日(日) 午前9時～午後10時

■定期バスの運行 燕駅前での運行は、中央通りから燕停車場線経由に変更します。

■車両乗り入れ 交通渋滞が予想されますので、市街地への車両の乗り入れは、できるだけご遠慮ください。

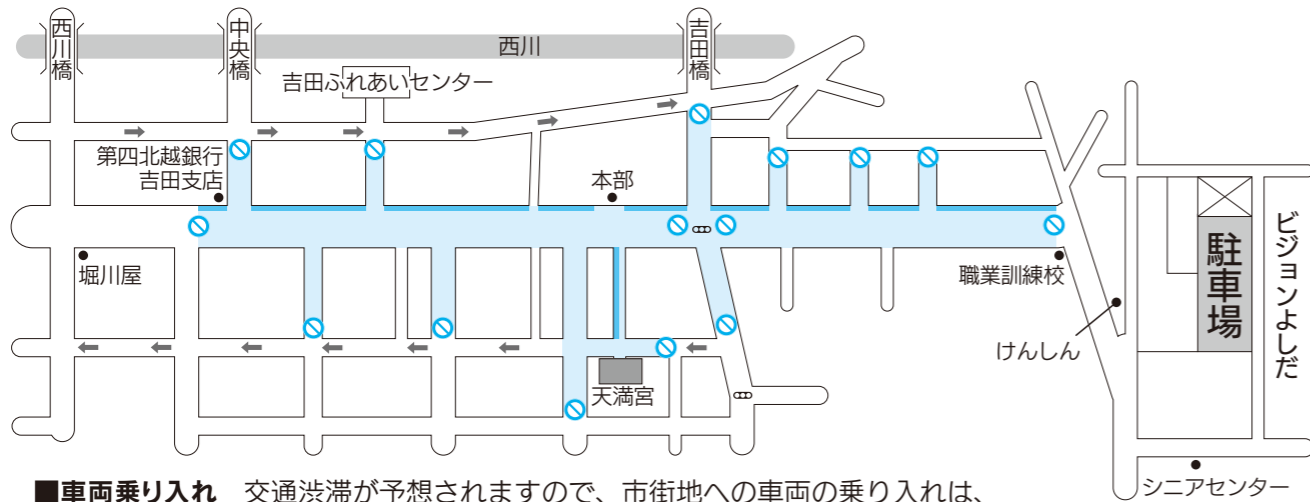
※トイレは、神社裏の中央集会所の公衆トイレをご利用ください。



### ■天満宮祭礼 時 5月24日(火)・25日(水)

■臨時交通規制 県道石瀬・吉田線、吉田学校町通りと県道月潟・吉田線の一部で、交通規制を行います。時間帯によって変更がありますので、案内看板や規制標識に従ってください。

- ◎ 24日(火) 正午～午後11時 / ◎ 25日(水) 午前9時～午後11時



■車両乗り入れ 交通渋滞が予想されますので、市街地への車両の乗り入れは、できるだけご遠慮ください。

凡例： ◎ 車両通行止め      ← 一方通行      ■ 露店出店場所  
 ※飲食関係の販売はテイクアウトのみとなります      問 観光振興課 観光企画係 ☎ 0256・77・8233

### ■交通事故発生状況 問 生活環境課 交通安全・防犯係 ☎ 0256・77・8162

● 1月1日～3月末日 ( ) は3月分のみ

	対前年比
発生件数	22件(11) - 5件
死者数	0人(0) 0人
負傷者数	24人(13) - 5人



自転車が通行できる歩道を通行する場合であっても、歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げないよう十分注意して通行しましょう。一時停止の交差点では、停止線の直前で一時停止し、安全を確認して通行しましょう。  
 ● 5月19日(木)は「めざせ! 事故0(ゼロ)デー」です  
 燕市の過去の交通事故データから、月ごとの交通事故発生日を選んで、その日を「燕市めざせ! 事故0(ゼロ)デー」として交通事故防止を呼びかけています。

### 弁護士による 無料法律相談会

5月19日(木) 午後1時30分～4時 問 燕商工会議所  
 ■相談時間 30分 ※要予約  
 問 燕商工会議所 経営支援課  
 ☎ 0256・63・4116

### 6月1日は 「人権擁護委員の日」です

市では、人々がお互いの人権を守って明るい社会を築くため、12人の人権擁護委員が、人権について啓発活動を行っています。

### 「くらしの無料相談」を開 設します

6月1日の「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談所を開設します。相談は無料で秘密は固く守られます。予約不要、直接会場へお越しください。同日に行政相談も行っています。

時・所 ① 6月3日(金) 午前10時～午後3時：中央公民館  
 ② 6月3日(金) 午後1時～4時：吉田ふれあいセンター、分水福祉会館 問 市民課 民生生活係 ☎ 0256・77・8107

## 水道工事に伴う交通規制のお知らせ

下記の道路で送水管布設工事を行います。工事中は交通規制を実施し、周辺には広く案内看板を設置します。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

区間①(夜間工事) 主要地方道燕分水線・粟生津鴻巣線	工事期間	5月13日(金) 午後9時～14日(土) 午前5時
	交通規制	車両通行止め (A～B、C～Dの間)
区間② 粟生津鴻巣線・上町弥生線	工事期間	5月中旬～9月(予定) 午前8時30分～午後5時
	交通規制	車両通行止め (農耕車両通行可)
区間③ 吉田西太田7号線	工事期間	5月中旬～9月(予定) 午前8時30分～午後5時
	交通規制	片側交互通行

問 燕・弥彦総合事務組合水道局 経営企画課 計画係  
 ☎ 0256・64・7400  
 水道局の交通規制情報ページ▶



### ◆令和4年度農業委員会総会日程◆

開催日	申請締切日
5月27日(金)	5月10日(火)
6月29日(水)	6月10日(金)
7月29日(金)	7月8日(金)
8月29日(月)	8月10日(水)
9月30日(金)	9月9日(金)
10月31日(月)	10月7日(金)
11月28日(月)	11月10日(木)
令和5年1月30日(月)	1月10日(火)
2月28日(火)	2月10日(金)
3月29日(水)	3月10日(金)

### ◆農地を農地以外にする場合は 許可が必要です◆

農地を転用する場合は、農地転用許可申請を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。  
 例えば  
 ・住宅や工場を建てる場合  
 ・駐車場にする場合  
 ・資材置場にする場合 などが 있습니다。  
 ※転用できない農地もあります。詳しくはお問い合わせください。

### ◆農地を相続した場合は届出を◆

農地を相続した場合は、農地を所管する農業委員会へ届出をしなければいけません。届出の際には、相続した農地がわかる資料をお持ちください。